

平成30年第7回

安芸高田市農業委員会議事録

総 会

平成30年7月23日（月）

安芸高田市農業委員会

総会出席簿

【開催年月日】 平成30年7月23日(月)

【時間及び場所】 午後1時30分より 第1庁舎2階 211会議室

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について
日程第 2 報告第 6号 農地転用(農業施設)届出について
日程第 3 議案第 38号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 4 議案第 39号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第 5 議案第 40号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 6 議案第 41号 非農地証明申請について
日程第 7 議案第 42号 農用地利用集積計画の決定について
日程第 8 議案第 43号 農用地利用配分計画原案の諮問について

議席	氏名	印	議席	氏名	印	議席	氏名	印
1	沖田 良次	○	5	田槇 憲司	○	9	村上 一夫	○
2	田中 秀之	○	6	上田 隆司	○	10	光永 直義	○
3	津田 義則	○	7	富田伊久夫	○	11	水重 克幸	○
4	信川 進吾	欠	8	桑原 博	○	12	秋國 満	○

事務局 出席 森田 修事務局長補佐

総会開始 午後1時30分

総会時間 1時間18分

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時30分 開会

○村上会長 本日の総会に、4番 信川委員、1名の欠席の申し出がありました。ただいまの出席委員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより平成30年第7回安芸高田市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は規定により議長において指

名します。1番 沖田良次委員、2番 田中秀之委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第2 報告第6号 農地転用（農業施設）届出についての御報告を議題とします。事務局。

（事務局朗読説明）

○村上会長 ありがとうございます。

以上で、事務局からの報告を終わります。

ここで、議長交代のため、暫時休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時31分 休憩

午後1時31分 再開

○職務代理 それでは、休憩を閉じ会議を開きます。

日程第3 議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

初めに事務局より提案の要点説明をいたします。事務局。

（事務局朗読説明）

○職務代理 ありがとうございます。

それでは続いて、担当委員の調査報告を行います。

受付番号39、42号について、2番 田中委員さんお願いします。

○田中委員 2番 田中でございます。39並びに42について、去る7月17日、農業委員2名、推進委員3名、事務局1名で現地の調査を実施いたしましたので、その詳細について御報告を申し上げます。

まず位置図でございますが、38-39をごらんいただきたいと思います。場所は●●でございます。●●川に面したといいますか、川沿いでございます。●●●●●●●●●●とありますが、それから●●へ上がる道路がございます。約100m余りほど上ったところでございます。●●氏が●●在中ということもあるわけでありまして、現実的には●●氏がもう既に耕作されているということございまして、譲渡をするということございませぬ。特段な水利の関係もございませぬ。ほ場整備はされておりますが、用水路が設置されていないということもございまして、現地のほうはだんだん問題は発生をいたすことはなかろうかと思ひますし、●●氏が続いて耕作をされるということございまして、問題は発生はしないというふうの確認をいたしております。

続いては42でございますが、位置図は38-42をごらんいただきたいと思います。場所は高宮町●●というところでございます。●●の四叉路から、佐々部の●●のほうへ向かって行きますと最初の四叉路を左、●●のほう入っていきますが、そこから約100m余りほど、入ったところでございます。

面積901㎡ということでございまして、●●●氏は、広島安芸郡●●●に在住でございまして、これまで、多少帰って管理をされておったようでありましたが、だんだんこう年寄りになって、管理がしにくくなってるということで、親戚にあたる●●●氏が、譲り受けるということで、引き続き管理をし耕作をするということのようでありまして、●●●氏も1万㎡を超える耕作をされておるということでありまして、●●●氏も1万㎡を超える耕作をされておるということでありまして、続いて耕作をされるということであれば、何ら問題は発生しないというふうに思っています。

以上で、内容の現地調査の説明を終わります。

○職務代理 ありがとうございます。

それでは続いて受付番号40、44号について、9番 村上委員さんをお願いします。

○村上委員 9番 村上でございます。受付番号40号と44号について、7月10日火曜日に、最適化推進委員7名、農業委員2名と事務局とで現地調査してきましたので報告いたします。

まず受付番号40号ですが、別図、38-40ページをごらんください。場所は●●●●●●●●●の南、約150mぐらい南で、譲り受け人の自宅からも20mぐらい西で、プレハブの置屋がありますその西側に隣接した畑であります。譲り渡し人も管理できないことや、今回、譲り受け人の息子が、申請地の東側、隣接地、地図上では●●●●●の名前になりますけど、その宅地を購入し、自宅を建築することからと、畑に行く道もほかにないことから、今回の話になったようであります。譲り受け人のすぐ家の前となることからよいことだと思われ、また周囲には影響はないかというふうに見受けられます。

次に、受付番号44号ですが、別図38-44ページをごらんください。場所は、●●●地区●●●●●●●●●があります。その●●●●●●●●●の西、約30mぐらいのところ、申請地の東側は息子夫婦の自宅建築予定地で、その分筆後の農地を三次市で607㎡の畑を借り農業されている母が譲り受け、畑として耕作し、管理されるとのことです。住宅建築後は、息子と親と同居されるということでございまして。またほかの農地には支障がないと判断され、悪影響はないというふうに思います。譲渡した人は●●●、本籍というんか、住所は吉田町●●●になつてると思うんですが、本人は●●●のほうで、製造業しておるということで、帰っての農業はできんということから、今回の話になったようでございます。なお詳細については、いずれも調査書のとおりであります。

以上で報告終わります。

○職務代理 ありがとうございます。

続いて受付番号の41、47、48号は信川進吾さんところでございますが、本日欠席でございますので、5番 田槇委員さんが代わって説明をお願いいたします。

○田槇委員 はい。5番 田槇です。番号41、47番について報告します。あわせて信川氏の欠席のため48についても報告いたします。7月19日10時から事務局1名と、農業委員

されるんですが、自宅に隣接していること、また耕作することに意欲をもっていること、さらには周囲に、このことによって周囲に悪影響与えるものがない、いうことから、したがって今回の申請には問題ないでしょうというふうに理解しております。

それから48番、信川さんの案件であります。番号48です。この案件は土地の所有者である●●●●さんの死亡により、遺言に伴うものとなります。●●さんの家族に引き継ぐものがない、よって向原の●に在住の●●●●さんが遺贈を受けたということになります。このことによる、今回の所有権の移転が発生したということになります。●●さんと●●さんの関係は、親戚関係でも何でもありません。ただの単なる知人だそうです。本案件は遺言執行者である●●●●さん、これ三井住友信託銀行の●●●●で、現在東京の港区に住んでおられます。この●●●●●●により、執行されたものであるというふうに聞いております。今回の所有権移転は田が三筆の5,999㎡。畑、六筆の765㎡の合計6,764㎡となります。別図38-48を見てください。下の図4つに分かれとるようになってます。見えますが、一番下の1番、申請地1番これが田んぼです。868㎡です。ほいで2番がこれも田んぼで、1,034㎡。3番も三角みたいな形になってますが、4,097㎡、それ以外が畑ということになります。執行、遺言執行交わしての、遺言に基づくもので、今回の案件に対して問題はないというふうに理解しております。

以上であります。以上です。

○職務代理 はい、ありがとうございます。

続いて、受付番号43号について、11番 水重委員さんお願いします。

○水重委員 11番の水重です。受付番号43について御報告いたします。

7月10日、農業委員2名と推進委員7名、事務局で現地を確認いたしました。別図の38-43をごらんください。申請地はマル印で記してあるところですが、道路はですね、県道吉田邑南線●●●●●●から●●●●●●方面に向かって、走る県道ですが●●●●●●線でございます。図にある、斜め上方にあるのがですね、●●●●●●●●でございます。申請地は以前より、長年譲り受け人が耕作されており、譲り渡し人は高齢で、遠方に居住されており、このたびの所有権移転の申請にいたっております。引き続き譲り受け人が耕作され、近隣には何ら支障のないことを確認いたしております。

以上報告終わります。

○職務代理 はい、ありがとうございました。

続いて、受付番号45号について、7番 富田委員さんお願いします。

○富田委員 7番 富田です。受付番号45号について御報告します。

7月10日、農業委員2名、推進委員3名と事務局とで現地を確認しました。場所は八千代町●●●●●●で、国道54号線から東へ300mぐらいのところですよ。別図38-45をごらんください。●●●●●●と、●●●●●●の家の間にある、田、一筆352㎡と、畑、一筆198㎡です。

譲り渡し人は佐伯区の●●●●に在住で耕作困難なため、土地の維持保全を図るために今回の申請となりました。農地を耕作するにあたり支障が生じるとは思われません。よいことだと思います。詳細は調査書にごらんください。

以上です。

○職務代理 はい、ありがとうございました。

それでは続けて、受付番号46号について、3番、津田委員さんお願いします。

○津田委員 はい、3番 津田です。46号についてお願いをいたします。農業委員2名、推進委員3名、事務局1名で調査をいたしましたので、御報告をいたします。場所ですが、美土里支所から●●●●へ下っていきますと、●●集落があります。その●●集落からもう少しばらくいくとトンネルがあって●●●●へ入りますけども、その少し手前に、●●の●●がありますが、そのすぐ周りの田んぼになります。●●●●さんは、今は安佐南区に住んでおられますが、以前は●●集落の、●●の真向かいの家に御主人と一緒に住んでおられました。主人が2年ぐらいだったと思いますが、前に亡くなられて、一人になりました。この家はもう、以前から農業全くしていないお宅で、土地はここへ出ておる田んぼ2枚は●●●●●●の法人のほうへ預けてつくっていただいていたんですが、畑もそこそこあったんですが、全く農業というのはされていない自宅です。で、主人が亡くなられましたので、●●さんは、一人ではちょっと生活が難しいということで、今安佐南区の娘が嫁いでおるところへ行っておられます。将来的にも農業するということはまず考えられませんので、この際農地を手放そうということで、親せき等々いろいろお話しをされていたようですが、最終的に譲り受け人の●●●●さん。弁護士さんのようですが、この人が、この田んぼと他の土地もまとめて購入をするというように、話がまとまったと聞いております。●●さんは今、全く農業はしておられんですが、農業に対する意欲を示しておられる。実際にトラクターなり、草刈り機なり、重機なんかもってられるようです。申請書を見るとですね。水稻なり、芋をつくったりしたいんだというような申請がなされております。●●さんがどれだけやられるんかというのはちょっとわかりませんが、書類上、あるいは事務局でおいでになってお話しをされてる様子を、顔を見て、これはやむを得ないかなと、ぜひ頑張ってやってほしいなという願いをもって、やむを得ないことだろうというふうに思いました。

以上です。

○職務代理 はい、ありがとうございました。

以上で、調査の報告を終わります。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

ありませんか。

○光永委員 はい。

○職務代理 はい。10番 光永委員さん。

○光永委員 238-46号の件ですが、今、●●さんの件、弁護士さんの。事務局のほうへ

来られたときのお話しはどのようなお話しでした。

○事務局 実際の、●●さんではなくて仲介不動産屋さんが来られてます。●●さんと直接お話しはしていません。だから、●●●●●●さんという法人が、今は田んぼをつくっておられるんですが、収穫後に土地の転売をされたということで、芋なりをつくる、つくりたいというふう不動産屋さんのほうは言われました。つくりたいというものを、つくってですかとも言われず、つくると、3条ですからもちろん3年3作はしていただかないといけませんよと、特にこれほ場整備田なので、きちっと管理してくださいよということは、話はさせていただいております。

○津田委員 水稻も続いて申請には書いてありますね。水稻と芋と書いてあります。金額もかなりの高額で買っておられますね。

○事務局 多分、屋敷であったり、全ての土地をひっくるめてのあれやと思います。

○津田委員 ああ、屋敷はこれ出てこんけねえ。

○事務局 ほかにも畑とか何とかいうのが、あとにも非農地出てきますけれども、ほかにも土地があるんです。非農地が、その分についても非農地状態なので、また別に非農地用の申請を出すというのは聞いておりますけれども。このほ場整備田分だけはつくりたいというふうに、仲介の不動産屋さんは言われておりました。

○津田委員 何かある。何かあったんですか。

○光永委員 あったんじゃないくて、東広島市の農地もかなり広い農地が親戚にあるんですよ。●●さん。

○津田委員 それを耕作されとるんですか。

○光永委員 されてないです。

○津田委員 3年間はどうしても耕作せないけんのやから、そういうようなことはちゃんと話はしてもろとって、書類上ではやるって言うてるんやから、どうしようもないですよ。農機具ももっておられるし、トラクターはあると書いてある。見にいっちゃいませぬがね。そうあなると、こういうケースの場合は3年間は必ず耕作してもらはないといけませんよということ、相手に対してしっかり説明をして、それを条件に認められるわけですから、その辺ことはちゃんと説明してもらおうということで、我々は調査したときに話をしたんですけどね。疑うということはなかなか難しいんですよ。ほんまかい、ほんまかいと、余り言いよると怒られるしね。結構難しい。

○事務局 調査、最初の申請のときに、先ほど言われたように、この二筆以外に畑が三筆、3条で申請が一応出とったんです。で、現地調査をしたら、一つが竹やぶ、一つはもうごみが捨ててある感じ、もう一つはもうある中電か何かの電線のやり変えるときの基地になっただけ、埋め立てされたような土地だったんです。で、その後に不動産屋さんを通じて、この二筆は農地と立派に耕作されとるから、3条でもいいんだけど、ほかの分については、農地として戻ら

んよ、3条じゃなかなか認めること難しいよという話をさせてもらって、それで、じゃ非農地でさせてくれということで、後から出てきますけれど、非農地のほうにさせてもらった経緯がございます。

それと市外に居住の方ということで、営農計画書も出していただいておりますけれども、これ、営農計画書によると、従事日数150日と、150日従事すると、で、さついもをつくる。で、通作は片道58kmで、所要時間60kmで自家用車で通うというような営農計画書が出ておりますので、ただちょっと事務局のほうもちょっと懸念しておりますけれども、こういった分で、3条で取得しながら、まあ、全く耕作してないのを、この件に限らずですね、まあ見受けられるので、何らかのこう、対策とらないけんのかのという思いがあって、県のほうに、条件つきでの許可できるかという話をしました。ほんだからできるよということで、例えばですよ、例えば耕作をした翌年に、耕作をこういうものを植えましたとどれだけ採れる、できものが、ええもんができるか悪いもんができるかちょっとあれなんですけど、こういったものを耕作しましたという報告書をとったらどうかというようなアドバイスも県のほうからいただいておりますので、それをちょっと考えていかないけんのかなというふうには思っております。

○職務代理 ちょうどこの対象の土地をほ場整備田で、一つの田んぼがよその田んぼの間に挟まった状態。一つは一番の下の田んぼ川に近いということで、周囲に迷惑かけるようなことがあっては困るというふうなことで、事務局に調べてもらいました。よろしいですか。

○光永委員 はい。

○職務代理 ほかに質疑ございませんか。ないようでございますので質疑を終了し、採決に入ります。

議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について、賛成の委員は挙手願います。

[賛成者挙手]

○職務代理 はい、ありがとうございます。全員の賛成でございます。

賛成多数と認め、議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請については、申請どおり許可することに決しました。

続いて、日程第4 議案第39号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。はじめに事務局より議案の要点を説明いたします。事務局。

(事務局朗読説明)

○職務代理 続いて、担当委員さんの調査報告を行います。

受付番号38号について、9番 村上委員さんお願いいたします。

○村上委員 9番 村上でございます。受付番号38号について、7月の10日火曜日に最適化推進委員7人と農業委員2名と事務局とで、現地調査をいたしましたので御報告いたします。別図39-38ページをごらんください。場所は申請人の、実家吉田町●●●●●●●●番地、

のすぐ●、北側に隣接した畑、●●●●●番地、503㎡の一部19㎡を墓地として利用したく申請された案件でございますが、現在は山の中に農地があり、鳥獣害の被害や、管理ができないため、実家のすぐ裏に移築したいということであります。申請地の畑はブロックの塀で囲まれており、すぐ南は母屋であります。また近隣の方には話されておられるとのことでもあります。申請地は現在利用されておられず、マフで覆った状態でありました。周囲は申請人の畑であり、ほかの農地には何ら影響はないというふうに思われます。なお詳細については調査書のとおりであります。

以上で報告終わります。

○職務代理 はい、ありがとうございます。

続いて受付番号39、40号について、10番 光永委員さんお願いいたします。

○光永委員 はい、10番 光永です。受付番号39、40について御報告します。7月17日10時より、農業委員2名、推進委員2名、事務局1名で現地を確認したので報告いたします。場所は国道54号線を三次市まであと●kmという手前で、右側に●●●●●、左側に●●●●●という●●●●●があるところを左折して、山のほうに1.5km入ったところに入っていくと●●●●●●●という●●さんがありまして、それより約800mぐらい入ったところの右手です。地図では39-39か40を見ていただければ、同じ地図が載ってるので、地図を見ながら報告します。まず墓地のほうの申請は耕の●●●●●というところを一部、64㎡ほど墓地にしたいと、今現在、墓地が耕の●●●●●というところに、約20石ぐらい、墓地が、墓があります。それを移設したいと、耕の●●●●●のところに移設をするということで、ここが●●さんの本家にあたるんで、もう一件、国道沿いに分家がありまして、この2件分の、墓石をここに移動したいと、そして申請地●●●●●のほうへ図面のように、新しい住居を建てたいと。●●●●●さんは今62歳ということで、関西のほうで仕事をされてましたんですが、お母さん一人いるというこの実家のほうへ帰ってきて、新しい住まいを建てるというふうな、●●●●●、申請地の隣にですね、古い母屋と納屋が建ってるんですが、それは、解体するか、リフォームするよりは、新しいところに申請地のほうに建った方がよかろうということで、この図面のように、建物住居を建てて、駐車場としてはゆったりと3台か4台ぐらいおけるスペースをとということで、後ろに墓があるのは、よろしくないだろうから、その墓を新しく建てる家の横のほうへ移設をするという一連の今回の申請だと思います。関西のほうから若い人が帰ってくるのはいいことと、古い母屋のほうへ若い人が住むのは子供さんも一緒に帰ってきたりする可能性があるということなんで、今回の申請にいったということなんで、・・問題ないかなというふうに思います。詳細については調査書のとおりです。

以上で御報告終わります。

○職務代理 はい、ありがとうございました。

以上で調査報告を終わります。

ここで質疑に移ります。質疑はありますか。

ありませんか。

ないようでございますので、質疑を終了し、採決に入ります。

議案第39号 農地法第4条の規定による許可申請について、申請のとおり賛成の委員は挙手願います。

[賛成者挙手]

○職務代理 はい、ありがとうございます。

賛成多数。よって、議案第39号 農地法第4条の規定による許可申請については、申請どおり許可妥当と決しました。

続いて、日程第5 議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。はじめに事務局より提案の要点説明をいたします。事務局。

(事務局朗読説明)

○職務代理 はい、ありがとうございます。

続いて、担当委員の調査報告を行います。受付番号69号について、7番 富田委員さんお願いいたします。

○富田委員 7番 富田です。受付番号69号について御報告します。7月10日、農業委員2名、推進委員3名と、事務局とで現地を確認しました。場所は八千代町●●で、54号線から東へ200mぐらいのところ。別図、40-69をごらんください。●●●●は●●●●●●●●●●●●●●の倉庫と駐車場で、進入路の横にある一筆、19㎡の畑を駐車場として使用するための申請です。転用することによって、付近の農地に支障が生じるとも思われず、やむを得ないものと思われ。詳細は調査書をごらんください。

以上です。

○職務代理 はい、ありがとうございました。

続いて受付番号70号について、9番 村上委員さんお願いします。

○村上委員 9番 村上でございます。受付番号70号について、7月10日火曜日に、最適化推進委員7名と農業委員2名と事務局とで現地調査をいたしましたので、報告いたします。別図40-70をごらんください。場所は譲り渡し人である義理の父の経営する農作業上の西側に隣接した田、●●●●●●●●番地。367㎡に使用貸借権を設定し、住宅を建築したと申請された案件でございます。将来的には、義父の義理の父の後を継ぎ、農業をする予定とかです。周囲は義理の父の農地であり、他の農地に影響はないというふうに判断をいたしました。また集落は多面的機能の活動に取り組んでいますし、水利組合のほうにも下水のほう助の関係があります。これらのことについて、義理の父のほうで話をしていますとのことでしたが、担当地区の推進のほうからも代表に話をし、問題にならないようにしますとのこと。なお譲り受け人は、現在JA広島北部●●●●●●●●の●●のアパートに住んでいて、道の

駅で立ち退きの対象者でもあります。

以上で調査報告を終わります。詳細については調査書のとおりであります。

○職務代理 はい、ありがとうございました。

それでは、以上で調査報告を終わります。

質疑及び意見に入ります。質疑、意見ございませんか。

質疑ございませんか。

はい。質疑がないようでございますので、質疑を終了し、採決に入ります。

議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請について、申請のとおり賛成の委員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○職務代理 はい、ありがとうございます。全員賛成でございます。

賛成多数。よって、議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請については、申請どおり許可妥当と決しました。なお、受付番号70号は許可妥当と処理し、広島県農業会議常設審議委員会へ諮問することにします。

ここで、議長交代のため、暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時30分 休憩

午後2時30分 再開

○村上会長 それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

日程第6 議案第41号 非農地証明申請についてを議題といたします。初めに、事務局より提案の要点説明をいたします。事務局。

(事務局朗読説明)

○村上会長 はい、ありがとうございました。

続いて、担当委員の調査報告をお願いいたします。受付番号33号については、信川委員、本日欠席でございます。よって34号とあわせて、5番 田槇委員をお願いいたします。

○田槇委員 5番 田槇です。番号33番と、34番について御報告いたします。

現地確認は、7月19日10時から、事務局1名と、農業委員1名、推進委員4名で現地を確認しております。

まず33番ですが、安芸郡熊野町に在住の●●●●さんが、向原町●に所有する、畑365㎡をこれまで管理してきたんですが、山裾にあることもあり、近年、鳥獣被害が多く、管理が難しくなり、やむなく今回の申請になったものであるというふうに確認しております。別図41-33を見てください。41-33です。下の図を見ていただけませんか、ここの太く、太線で囲まれてるところが申請地なんですが、●●●●●●、これが365㎡の畑です。で山裾なんですが、先ほどの話がありましたように、平成2年ごろからかい廃して、現在は雑木が密集

しているという状況になっていることであります。高齢であること、自宅から離れていることを加味すればやむを得ないと理解しております。

続けて34番です。続けて34番について報告いたします。申請農地が向原町●●●●●●で、畑一筆の329㎡となります。別図41-34を見てください。41-34です。これが上の図を見ますと、右上が三次方面、左下が広島方面になるんですが、先ほど3条のところでも出てきた同じような位置なんですが、●●●●●●の近く、それからですね、芸備線のところまでちょっと登るんですが、この芸備線沿いに今回の申請農地があるということです。これが畑なんですが、竹やぶ、2mぐらいの竹やぶ、親指ぐらいの竹が密集しているという状況になります。芸備線沿いで裏手にはさらに空き家が隣接しております。この対象農地の裏は空き家です。それがすぐ隣接しているのですが、もはや、復元できる状態は見られません。したがって今回の非農地申請はやむを得ないだろうというふうに理解しております。

以上です。

○村上会長 はい、ありがとうございます。

続きまして、受付番号35号について、7番 富田委員お願いいたします。

○富田委員 7番 富田です。受付番号35番について報告します。7月10日、農業委員2名、推進委員3名、事務局とで現地を確認しました。場所は八千代町●●で国道54号線から●へ300mのところですか。別図、41-35をごらんください。畑八筆、1,653㎡で、平成1年ごろから耕作放棄されておられ、山裾の農地で、雑木が茂り原野化しています。農地として利用できないので、今回の申請となりました。

以上で報告終わります。

○村上会長 はい、ありがとうございました。

続きまして、受付番号36号について、3番 津田委員お願いいたします。

○津田委員 はい、津田でございます。36号について説明いたしますが、先ほどの続きになります。一括購入というような話があったんですが、この完全に山林化しかしたり、原野化しておるということで、非農地扱いに、この三筆が変更になりました。場所ですが先ほどちょっと言いましたけれども、これ41-36の図を見ていただくと、あれなんです、●●●●の真向かいにありますけれど、1で囲ってある丸、私たちが土地がわからんのでですね、現地の人に案内をしていただいて、教えていただいたんですが、この位置が、●●●●、●●●●やったかいな、あの畑です。完全に竹やぶの中にあるんですけど、ちょっと見て、さっぱりわかりません。現地の人に説明して、ここが畑で、一枚あって、家もあったんです。一人女性が住んでおられたんじやがのうというような話をさせていただきましたけれども、これはもう完全に山林化しておりました。それからその下に2とありますが、これは実は●●さんの家の近くなんですけれども、わずかな土地があるんですけども、完全にこの原野化して、ここは畑があるんかいというふうに、しか見られんような状況になっております。先ほども言いましたように、●●さ

んは全く農業されなかったので、まあこういうような状態になってしまったのではないかなというふうに思いました。それから3番目の田んぼ、これ1, 007㎡、かなり広いんですが、その下の土地を見ていただくとですね、格好もいいし、かなり広い土地なんですが、場所とすれば、●●●●●●の手前です。3と丸で囲んでありますが、私はここ常にしょっちゅう通る道なんですが、ここに土地があるのを全く知りませんでした。●●●●●のすぐ手前で割合高いところにあるんですね、道からつうとあがっていかなくてはいけない。先ほど説明、事務局から説明ありましたが、鉄塔のここが基地として、使われて、2, 3年使われておりましたので、原野化はしてない。原野化というか、山林のような状況にはなってませんが、全くつくってありませんので、この土地は、●●さんはつくっておられませんので、もうこれはかちかちになっておるし、土地そのものが、とてもこれから、これを耕作するのは難しいんじゃないかというふうに見てまいりました。

以上で説明終わります。

○村上会長 はい、ありがとうございます。

以上で、調査報告を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

ありませんか。

質疑がないようですので、質疑を終了し、採決に入ります。

申請どおり受理することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○村上会長 はい、ありがとうございます。

賛成多数。よって、議案第41号 非農地証明申請については、受理することに決しました。

日程第7 議案第42号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

初めに、事務局より提案の要点説明をお願いいたします。事務局。

(事務局朗読説明)

○村上会長 はい、ありがとうございます。

以上で、事務局の要点説明を終わります。

これより、質疑及び意見に入ります。質疑及び意見はありますか。

ありませんか。

質疑がないようですので、質疑を終了し、採決に入ります。

議案第42号 農用地利用集積計画の決定について、本案は申請どおり認定することとし、妥当意見を付し、市長に回答することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○村上会長 はい、ありがとうございます。

全員挙手、賛成であります。よって、議案第42号 農用地利用集積計画の決定については、申請のとおり決定することとし、妥当意見を付し、市長に回答することに決しました。

次に日程第8 議案第43号 農用地利用配分計画原案の諮問についてを議題といたします。  
初めに、事務局より要点説明をお願いいたします。事務局。

(事務局朗読説明)

○村上会長 はい、ありがとうございます。

以上で、事務局からの説明を終わります。

これより質疑及び意見に入ります。質疑及び意見はありませんか。

ありませんか。

質疑がないようですので、質疑を終了し、採決に入ります。

議案第43号 農用地利用配分計画について、原案のとおり設定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○村上会長 はい、ありがとうございます。

全員賛成であります。よって、議案第43号 農用地利用配分計画原案の諮問については、原案のとおり設定することに異議のない旨を市長に回答することに決しました。

以上で、本総会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって、平成30年第7回安芸高田市農業委員会総会を閉会いたします。慎重な審議ありがとうございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時48分 閉会

以上の会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

安芸高田市農業委員会長

1 番委員

2 番委員